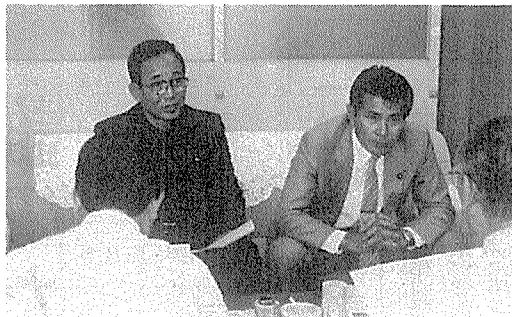


天王レジデンス問題についての申し入れ

一九八八年五月十二日

日本共産党・革新共同京都府議会議員団

京都府知事 荒巻禎一殿



福山議員

▶申し入れをおこなう社司、

本事務所に対して、また衆議院地方行

府道里尻大久保線の建設用地取得に
関連して発生した「天王レジデンス」
問題は、既に都市計画決定された道路
敷予定地内での建設許可、入居者への
立ち退き補償金の家主に対する異常な
支出など、通常の行政手法が適確に実
行されておれば起こりえない極めて異
常な事態である。

この事件は現に被害者が出ており、
また家主が元宇治市福祉事務所長、現
城南衛管助役という自治体幹部職員で
あることからも府政に対する市民の不
信を抱いても当然と言わなければなら
ない。

とりわけ入居者に対する立ち退き補
償金が、実際の補償対象者でない人物
名の委任状によって家主に支出され、
あるいは委任状のない入居者の補償金
も家主に支出し空室についても委任状
があるとして支出されているのである。

家主である辻氏の公金詐取は明白であ
り、府当局の公金不正支出の疑いは極
めて濃厚であり、放置できない問題で
ある。

しかも本府が用地取得後も家主にお
いてその用地を駐車場として貸借人に
使用させ、賃借料を無断で徴収し、値
上げざえしているなどは言語道断であ
る。わが議員団は四月中旬から府宇治土
木事務所に対して、また衆議院地方行

政委員会で寺前議員がこの問題で質問
した後は府土木建築部に対して事実調
査の早急の実施と経過報告を求めてき
たが、今日に至っても未だに結論を見
ないことは極めて遺憾である。

わが議員団は、今後同様の問題発生
を防ぐためにも、この問題を早急に解
決するために、あらためて次の通り申
し入れ、文書による回答を求めるもの
である。

記

一、既に都市計画決定された道路予定
地内に、鉄骨三階のこの建物の建
築確認が支障なく出されたことの
理由とは非、ならばにこの建物自
体に対する補償金額の是非、今後
の処置を明らかにされたい。

二、入居者に対する損失補償の内容を
明らかにするとともに、これが前
記のとおり異常な支出となった経
過と理由、責任、今後の処置を明
らかにされたい。

三、公金不正支出の当事者とこれを許

した者、また公金を詐取した辻氏
の社会的責任をどのように追及す
るのか明らかにされたい。

四、駐車場使用料の明細と今後の処置
方針について明らかにされたい。

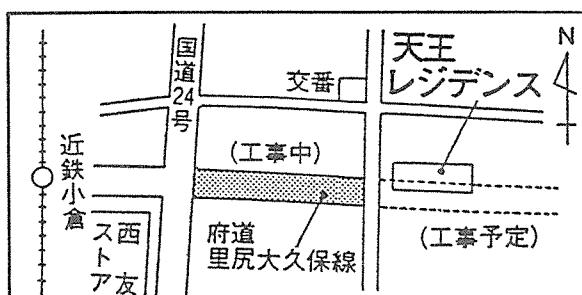
五、宇治市小倉町天王五番地の六を

土地開発公社が取得した経過と理
由を明らかにされたい。

七、にわたってひっかかるところ
が判明、事業主体である京都府はこの
マンションの土地（駐車場を含む）、
役（元宇治市福祉事務所長）が幅一・
三メートルの公道を設け、マンションの
建物を壊し費用を含めて販売、マン
ション入居者の立ち退き補償について
は家主の辻氏が借家人からの委任状を集
めて一括交渉したとして、昭和六十二
年五月一日京都府から三十世帯分、総
額三〇九二万円受け取っています。

ところが辻氏は借家人には「府から立
ち退き補償は出ない」と称して立ち退
かせ、転居した人には敷金も割引し、
引っ越し料を数万円渡すだけで済ませ
てきました。ところが不審に思った転
居者が党宇治市議に相談、宇治土木事
務所に聞いた結果百万円余の補
償金が出されていることが判明、ここ
から問題が明るみに出てきたものです。

**解説 「天王レジデンス問題」
の概要について**



(都市計画決定は昭和三十二年、事業
認可が昭和五十七年の用地買収に当
つて、昭和四十九年に建設された「天
王レジデンス」(鉄骨三階建てのマン
ション、所有者辻正博・現城南衛管助
役、元宇治市福祉事務所長)が幅一・
三メートルの公道を設け、マンションの
建物を壊し費用を含めて販売、マン
ション入居者の立ち退き補償について
は家主の辻氏が借家人からの委任状を集
めて一括交渉したとして、昭和六十二
年五月一日京都府から三十世帯分、総
額三〇九二万円受け取っています。